

アイヌにかかわる歴史上のできごと

7世紀以前	縄織文時代	1910年(明43)	白瀬中尉ら南極探検隊が開南丸で出港。樺太
658年	「日本書紀」に阿倍比羅夫「蝦夷」を討つとの記述	1916年(大5)	アイヌの山辺安之介らが加わる 新村の80戸のアイヌが御料牧場の都合で強制移転
8~13世紀	撫文時代	1922年(大11)	旧土人兒童教育規程廃止
1356年	『讃訪人 明神経詞』の中でアイヌのことについて言及	1931年(昭6)	「全道アイヌ青年大会」が札幌で開催
1443年	安東盛季が蝦夷島に逃げ渡り、この後、多数の人が移住	1934年(昭9)	旭川市旧土人保護地処分法制定
1457年	コシヤマインの戦い	1937年(昭12)	北海道旧土人保護法改正（付与地の譲渡規制緩和、住宅改良資金の補助制度等新設）
1593年	豊臣秀吉、蠶崎慶広（後に松前と改姓）に朱印状を与え、蝦夷島の支配権を公認	1946年(昭21)	「北海道アイヌ協会」設立
1669年	シャクシャインの戦い	1961年(昭36)	「北海道アイヌ協会」の名称を「北海道ウタリ協会」に改称
1720年頃	場所請負制が一般化する	1988年(昭63)	ウタリ問題懇談会が北海道旧土人保護法の廃止と「アイヌ新法（仮称）」制定の必要性を答申
1783年	仙台藩医工藤平助「赤蝦夷風説者」で、ロシア人の南下による蝦夷地防衛の必要性を訴える	1994年(平6)	知事・道議会・ウタリ協会の三者が一致して国に要請
1789年	クナシリ・メナシの戦い	1996年(平8)	アイヌ初の参議院議員宣野茂氏が当選
1799年	幕府は東蝦夷地を直轄地とし、1807年には西蝦夷地も直轄地とする。	1997年(平9)	ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会が内閣官房長官に報告書を提出
1821年	幕府は蝦夷地を松前藩に戻す		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」制定
1845年	松浦武四郎はこの年から6回にわたり蝦夷地を探査、虜けられたアイヌの生活を記録		北海道旧土人保護法、旭川市旧土人保護地処分法廃止
1855年	日露和親（通好）条約締結（千島はエトロフ島とウルップ島との間を境界とし、樺太は離居の地とする）		（財）アイヌ文化振興・研究推進機構設立
1855年	箱館の開港に伴い、幕府は木古内、乙部以北を再び直轄地とし、諸藩に警備を命ずる		「先住民族の権利に関する国際連合宣言」国連総会で採択
【明治以降】			「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択
1869年(明2)	開拓使設置、蝦夷地を「北海道」と改める。 場所請負人を廃止		「北海道ウタリ協会」の名称を「北海道アイヌ協会」に改称
1871年(明4)	戸籍法制定、アイヌを「平民」に編入。アイヌの開拓者に家屋・農具を与え、独自の風習を禁じ、日本語を使用することを余儀なくされる。		アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が内閣官房長官に報告書を提出
1872年(明5)	開拓使、北海道土地売貸規則・地所規則制定		「アイヌ政策推進会議」（第1回）が東京都で開催（1月）
1875年(明8)	最初の屯田兵198戸が琴似（札幌市）に入地。樺太・千島交換条約により樺太から841人のアイヌを宗谷に、翌年対雁（江別市）に強制移住		「民族共生の象徴となる空間」の候補地として北海道白老町を選定
1876年(明9)	アイヌの仕掛け弓猟を禁止、代わりに獵銃を貸与		「アイヌ政策推進会議」（第5回）が北海道で初めて開催（9月）
1877年(明10)	北海道地券発行条例制定（アイヌ住居地を官有地第三種に編入、一部に所有権付与）		国において、「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針」を閣議決定（6月）
1878年(明11)	開拓使、アイヌの呼称を「旧土人」と統一		「アイヌ政策推進会議」（第8回）で「民族共生の象徴となる空間」の名称を「民族共生象徴空間」と決定（5月）
1880年(明13)	平取村アイヌ子弟の学校設立		国において、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針」の一部変更を閣議決定し運営主体を指定（6月）
1883年(明16)	札幌県は十勝川上流の鮭漁を禁止		（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構が（一財）アイヌ民族博物館と合併し、（公財）アイヌ民族文化財団に改称（4月）
1886年(明19)	「北海道庁」設置。北海道土地払下規則制定		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」制定
1888年(明21)	イギリス人宣教師ジョン・バチャーラー、幌別村（登別市）にアイヌ児童教育施設「愛隣学校」設立		アイヌ文化を復興・発展するためのナショナルセンター「ボボイ（民族共生象徴空間）」が白老町に開業（7月）
1889年(明22)	アイヌの食料分として許されていた鹿猟を禁止		
1894年(明27)	近文（旭川市）に、アイヌへの付与予定地を確保（以後、第七師団設置に伴う移転命令や反対運動などが起きる）		
1897年(明30)	北海道国有未開地処分法制定（150万坪を限度に開墾した土地は無償付与）		
1899年(明32)	北海道旧土人保護法制定（1万5千坪以内の土地を無償付与・教育・共有財産などを規定）		
1901年(明34)	旧土人兒童教育規程公布（和人兒童と区別する簡易教育）		
1902年(明35)	青森歩兵第五聯隊が八甲田山で遭難。 落部村（八雲町）からのアイヌ搜索隊が活躍		

もっと深く知るために



（木彫：ひらどり にぶたん）
（木彫：ひらどり にぶたん）